

## 入間市立図書館資料収集基準

(目的)

第1条 この基準は、入間市立図書館の資料の収集に関し、図書館の自由に関する宣言(1954年日本図書館協会採択)の理念に基づき、基本的人権の一つである「知る権利」を保障するため、利用者各層の資料要求及び社会的な動向に配慮して、利用者の文化、教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を幅広く収集するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(収集の基本方針)

第2条 資料は、次に掲げる事項を基本方針として、収集するものとする。

- (1) 利用者の要求及び資料の性質を十分に考慮して、組織的かつ体系的に収集する。
- (2) 常に利用者の信頼及び支持を得るような資料を収集し、新鮮で調和のとれた蔵書構成になるよう努める。
- (3) 各館の役割及び蔵書構成に留意し、多様な資料を幅広く収集するために収集分担を行う。
- (4) 対立する意見のある資料については、それぞれの観点に立つ資料を収集する。
- (5) 著者の思想的、宗教的又は党派的立場にとらわれて、その資料を排除することはしない。
- (6) 図書館員の個人的な関心又は好みにより、資料を収集しない。
- (7) 個人、組織及び団体からの圧力又は干渉により、資料の収集の自由を放棄したり紛争を恐れて自己規制をしない。
- (8) 収集した資料がどのような思想又は主張をもっていようとも、それを図書館又は図書館員が支持することを意味するものではない。
- (9) 図書館員は、個人的利益を求めて資料を収集しない。
- (10) ここに定める収集基準の範囲を超えていると思われるような図書資料の請求を受けた場合は、原則として県内の図書館から借用して提供するように努める。

(資料の収集基準)

第3条 資料は、次に掲げる基準により収集するものとする。

(1) 一般図書

ア 最新の出版情報により、新刊書の収集に努める。

イ 市民の教養、調査、研究、娯楽等に資するため、各分野にわたり基礎的又は入門書的な図書から必要に応じ専門的な図書まで調和のとれた収集に努める。

ウ 永続的な価値のある図書を収集する。

エ 主題が的確に効果的に表現されている図書を収集する。

オ 極めて特殊な主題をもつ図書は、慎重に収集する。

カ 価格価値、資料的価値、利用の可能性等を考慮して収集する。

キ 既存の図書で形式のみの変わった図書及び類書の多い図書は、慎重に収集する。

ク 複本は、原則として利用度の高い図書に限り収集する。

## (2) 児童図書

ア 子どもたちが読書の楽しさを発見し、読書習慣の形成及び継続に役立つような図書を収集する。

イ 子どもたちの知的又は情緒的経験を広げ、感性を豊かにし、創造力を高める図書を収集する。

ウ 各分野の学習に役立つ図書を幅広く収集し、内容が常に新鮮であるように努める。

エ 定評のある良書及び独創的な図書を中心に収集する。

オ 絵本及び紙芝居は、その芸術性、空想性及び物語性を十分に考慮して、優れた図書を収集する。

カ 図書の形態を考慮して収集する。

キ 子ども向けに書き直された読み物は、できる限り原作に忠実なものを収集する。

ク 優れた図書及び利用度の高い図書は、複本を備える。

## (3) 青少年向け図書

ア 青少年の要求及び理解力に即し、情緒及び知性を豊かにする図書を収集する。

イ 青少年を対象に出版された図書及び青少年の生活に結びつく図書を収集する。

ウ 就職、進学等の参考となる図書を収集する。

## (4) 参考図書

ア 利用者の様々な調査、研究及び学習に役立つ、学術的又は社会的に評価の高い図書を収集する。

イ 各分野の基本的な辞典、事典、年鑑、白書、人名録、統計書、図鑑、目録、地図、法規集等を収集する。

ウ 年鑑、白書、便覧等の定期的に刊行されている図書については、更新頻度に留意して収集に努める。

エ 原則として、加除式の図書は収集しない。また現在、加除式の図書として収集している資料は、代替資料(方法)での提供が可能になった場合に随時改めていく。

## (5) 郷土資料

ア 入間市に関する資料は、あらゆる分野に渡ってそ及的かつ網羅的に収集する。

イ お茶に関する資料は、積極的に収集する。

ウ 埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、基本的なもの及び歴史的なものを中心に収集する。

エ 個人、各種機関等が発行する資料は、入間市にかかわりのある資料を選定して収集する。

オ 入間市出身及び在住の確認されている著者の資料等は、選定して収集する。

カ 姉妹都市及び友好都市に関する資料は、選定して収集する。

## (6) 行政資料

ア 入間市が発行する資料は、そ及的かつ網羅的に収集する。

イ 官公庁が発行する資料は、入間市にかかわりのあるものを収集する。

ウ 姉妹都市及び友好都市に関する資料は、選定して収集する。

#### (7) 逐次刊行物

ア 新聞は、主要全国紙を中心に利用者の要求を考慮して選定し、地方版は、必要に応じて保存する。

イ 雑誌は、各分野の最新情報を提供するため、様々な分野から選定する。

#### (8) 視聴覚資料

ア DVD、ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープ等の資料は、原則として著作権の許諾が必要でないものを収集する。

イ メディアの特性を活かした資料を選定して収集する。

ウ 各種音楽及び映像情報を参照し、発売及び公開から一定の期間を経て、評価の定まった作品から選定して収集する。

#### (9) 高齢者用資料

ア 高齢者の利用に供するため、大活字本等を収集する。

イ 資料収集の際は、高齢者の利用を意識し、活字の大きさ等に配慮する。

#### (10) 障害者用資料

ア 視覚障害者の利用に供するため、点字資料、録音資料、大活字本等を収集する。

イ 視覚障害者が情報弱者とならないように、視覚障害者からのリクエストには積極的に応じ、点字資料及び録音資料の作成又は他の図書館等からの借用により提供するように努める。ただし、著作権の許諾を得られないもの、写真又は図版が主たる内容の資料、辞典、辞書等で点字資料及び録音資料として適さないものについては作成しない。

#### (11) 外国語図書

ア 多文化社会に対応するため、利用状況を考慮して外国語図書を収集する。

イ 児童書においても、利用状況を考慮して外国語図書を収集する。

#### (12) その他

ア 高度な学術書及び研究書、高価本、豪華本等は、価格や利用状況を考慮して収集する。

イ 全集及び双書は、系統的かつ体系的に収集する。

ウ リクエストされた資料は、ここに定める収集基準により収集又は借用して提供するように努める。

エ 複本は、原則として10冊を限度とする。

オ 新たな形態の資料収集、情報提供方法については、利用者の要求又は社会的な動向を十分に考慮して収集する。

カ 資料の収集方法は、原則として購入とする。ただし、次条の規定に基づき寄贈による収集もできるものとする。

(寄贈資料)

第4条 寄贈された資料は、購入資料との関連性等を考慮し、選書会議において必要であると認められた資料を受け入れるものとし、それ以外の資料は、リサイクル資料として他の公共施設、利用者等に提供し、資料の有効活用に努める。ただし、次に掲げる資料については、原則として受け入れない。

- (1) 入間市立図書館が収集を行っていない雑誌、新聞等の逐次刊行物
- (2) 百科事典及びそれに類似する資料
- (3) 漫画及びコミックス
- (4) 著作権の許諾が必要な資料
- (5) 汚損又は破損している資料
- (6) 寄贈者が非公開を指定して、寄贈をしようとする資料  
(資料収集の除外)

第5条 次の資料は、原則として収集資料から除外する。

- (1) 選書会議において、人権又はプライバシーを侵害すると判断された資料
- (2) 選書会議において、青少年に有害と判断された資料
- (3) 学習参考書、受験参考書、各種問題集等の資料
- (4) 漫画及びコミックス
- (5) 主に書き込み、切取り又は組立てを目的とした資料
- (6) 形態的に破損しやすく図書館の蔵書に適さない資料
- (7) パソコン、その他の機器で利用するゲームブック等
- (8) アニメ絵本及びダイジェスト版の読み物
- (9) その他選書会議において収集の必要がないと判断された資料  
(選書会議)

第6条 資料の選定は、館長が指名した職員で構成する選書会議で行う。

2 選書会議における資料の選定は、次の方法により行う。

- (1) 新刊書は、見計らい形式による現物選定を行う。
- (2) 各種出版情報、出版目録、新聞・雑誌の書評、書店の動向その他の資料を網羅的かつ系統的に調査し、定期的な選定に努める。
- (3) 利用傾向の分析及び利用者の要求を考慮した資料の選定に努める。

3 資料の収集、保存及び除籍に関することは、選書会議で決定し、館長の決裁を受ける。  
(収集分担)

第7条 収集の適正化及び資料の組織化を促進するため、収集分担を行う。

2 資料の収集分担は、次の方法により行う。

- (1) 分野及び機能により収集分担館を定める。なお、収集分担館は、必要に応じて選書会議において追加、削除又は変更を行い館長の決裁を受ける。
- (2) 収集分担館は、収集漏れ又は形式の異なる既存資料等に留意し、責任を持って資料の収集に努める。

(3) 収集分担館は、本館及び各分館の機能、役割及び蔵書構成に留意するとともに、利用の可能性、価格等を考慮し、資料の収集に努める。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(収集基準の改正)

第9条 この収集基準は、有効なものとして機能し、更に内容を充実させるため、随時見直し、改正を行う。

附 則

この基準は、平成15年3月1日から施行する。

この基準は、平成20年3月1日から施行する。

この基準は、平成28年3月1日から施行する。

## 収集分担館一覧表

入間市立図書館資料収集基準第7条第2項第1号の規定に基づき、収集分担館を次のとおり定める。

### 1 分野（日本十進分類法による）

専門図書の収集分担における分野名	収集分担館			
	本館	西武	金子	藤沢
0類. 総記	1			
1類. 哲学・宗教	1			
2類. 歴史・地理	1			
3類. 社会科学	1			
4類. 自然科学		1		
5類. 技術	1			
6類. 産業	1			
7類. 芸術		1		
8類. 言語				1
9類. 文学				1
絵本・紙芝居			1	

### 2 機能

各館の機能による収集重点資料	収集分担館			
	本館	西武	金子	藤沢
政府刊行物、白書・統計・郷土資料	1			
高齢者、障害者用資料	1			
参考図書、全集		1		
児童書			1	
青少年向けの資料				1

### 附 則

この分担表は、平成15年3月1日から施行する。

この分担表は、平成28年3月1日から施行する。